

# 一般社団法人日本フロアボール連盟

## 会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本フロアボール連盟(以下「本連盟」という。)定款第3章の規定に基づき会員制度の運用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 会員とは、個人及び法人やその他の団体組織において、本連盟の事業への賛同の意を表し、事業に参画する意思を持って入会・登録する会員。定款第3章に定めた会員(本連盟社員)とは別に当連盟の競技を愛好する会員をいう。

### (資格)

第3条 本連盟の事業に賛同し、第4条の規定に従い入会手続きを経た個人とし、資格の有効期間は入会申請を行った年度内とする。

### (会員管理)

第4条 当連盟は2022年度4月1日より以下の会員管理システムを導入し運用する

- \* 運営会社 しゅくみねっと株式会社
- \* システム名称 shikuminet(シクミネット)

### (入会)

第5条 本連盟の会員になるためには、会員管理システムの「新規会員登録」手続きを経て所定の会費を納入したことをもって入会とする。

### (会員証)

第6条 入会手続きを経た会員は、会員管理システムから「会員ログイン」し会員マイページにて「電子会員証」の表示を行うことができる。

### (会員区分)

第7条 本連盟の会員区分は次のとおりとする。

#### <競技区分>

区分	内容
B	すべての競技に関する事業に参画を希望する者
F	フロアボール競技に関する事業に参画を希望する者
N	ネオホッケー競技に関する事業に参画を希望する者

<年齢区分>

区分	内容
1	一般(4月1日時点で満18歳以上満40歳未満)
2	シニア(4月1日時点で満40歳以上)
3	高校生相当(4月1日時点で満15歳～17歳)
4	中学生(4月1日時点で満12歳～14歳)
5	小学生(4月1日時点で満6歳～11歳)

(会費)

第8条 会費は会員区分ごとに規定された下表に示す金額を、会員管理システムの「決済」機能利用して納入しなければならない。  
「決済」に関わる手数料は会員の負担とする

<会費金額>

競技区分 年齢区分	B	F	N
1	¥9,000	¥6,000	¥4,000
2	¥9,000	¥6,000	¥4,000
3	¥7,000	¥5,000	¥3,000
4	¥5,000	¥4,000	¥2,000
5	¥2,000	¥1,000	¥1,000

会費を誤って過多に納入した場合、返金を行わない

(変更登録)

第9条 会員登録を済ませた会員は以下の登録内容に変更が生じた場合、会員管理システムの「変更申請」より申請しなければならない。

- ① 退会申請
- ② 会員種別(登録区分)変更  
\* 会費の差額を会員登録システム「イベント」より払い込むこと
- ③ 所属団体変更

本連盟は会員の申請に基づき登録内容の変更を行う。  
尚、その他の登録情報については会員本人が逐次変更することができる。  
但し、資格情報については当該委員会が情報入力する。

(退会)

第10条 会員が退会を希望する場合、第9条に規定する①退会申請手続きを行うことにより、任意に退会できる。  
尚、すでに納入された年会費は返納しない。  
また、当該年度に登録を行わず、会費の払い込みを行わない会員は、第9条に規定する①退会申請を行わなければならない。

(除名)

第11条 登録会員が次の各項のいずれかに該当すると判断された場合、役員会の議決により、これを除名することができる。その場合、納入された年度会費は返却されない。また、当該会員から第三者への資格の継承はできない。

- (1) 本連盟規程等に違反した場合。
- (2) 第11条の禁止事項に掲げる行為を行った場合。
- (3) 故意、過失を問わず、本連盟の名誉を傷つけ、または目的に反する行為を行った場合。

(守秘義務)

第12条 会員は本連盟の許可を得ずに、会員として知る得た本連盟の非公開情報を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

(禁止事項)

第13条 会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会員情報など本連盟へ虚偽の申請を行う行為。
- (2) 他の会員、第三者もしくは本連盟の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為。
- (3) 本連盟の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用及び改ざん行為。
- (4) その他、本連盟が不適切と判断する行為。

(損害賠償)

第14条 本連盟の責に帰さない活動において、会員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、本連盟はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本連盟に損害を与えた場合、本連盟は当該会員に対して相当の損害賠償の責務を行う。

(報告義務)

第15条 本会員(チーム)がフロアボール競技の為、海外のフロアボール大会・事業(交流大会・研修・所属変更等)に参加する場合は、以下のことを行う。

- ① 事前に計画書と帰国後報告すること。
- ② 「日本代表選手・スタッフの行動規範」を遵守すること。
- ③ 参加前に本連盟指定のコンプライアンス研修を受講する。(チームスタッフも含む)  
参加者が未成年の場合は保護者もコンプライアンス研修を受講する。
- ④ コンプライアンス研修を受講しない場合は、派遣の許可は出来ない。

(変更)

第16条 この規程は、本連盟の役員会の決議により変更することができる。

附則

- 1 この規程は、2012年4月28日から施行する。
- 2 2016年4月1日改正
- 3 2019年4月1日改正

4 2022年4月1日改正

\* 会員管理システム導入に伴う改正

5 2024年4月1日改正

\* 定款改正に伴う改正